

REPORT 2021

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

釧路太田農業協同組

DISCLOSURE CONTENTS

※該当するページ番号を付してください

ごあいさつ

I. JA釧路太田の概要

1. 経営理念・経営方針	1～2
2. 主要な業務の内容	3～6
3. 経営の組織	7～9
4. 社会的責任と地域貢献活動	10～11
5. リスク管理の状況	12～14
6. 自己資本の状況	15

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	16～21
2. 最近5年間の主要な経営指標	22
3. 決算関係書類(2期分)	23～46

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	47
2. 信用事業の状況	48～50
3. 貯金に関する指標	51
4. 貸出金等に関する指標	51～56
5. リスク管理債権残高	57
6. 金融再生法に基づく開示債権残高	58
7. 有価証券に関する指標	59
8. 有価証券等の時価情報	60～61
9. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	62
10. 貸出金償却の額	62

IV. その他の事業

1. 営農指導事業	63
2. 共済事業	63～64
3. 販売事業	65
4. 生産施設事業	65
5. 農作業受委託事業	65
6. 購買事業	66

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	67～68
2. 自己資本の充実度に関する事項	69～71
3. 信用リスクに関する事項	72～75
4. 信用リスク削減手法に関する事項	76～77
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79～80
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	81
9. 金利リスクに関する事項	82～83

VI. 役員等の報酬体系	
1. 役員	84
2. 職員等	85
3. その他	85
VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認	86
VIII. 沿革・歩み	87
IX. 記載項目	88～89

I. JA釧路太田の概要

1. 経営理念・経営方針

〔経営理念〕

わたしたちJA釧路太田の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ります。
2. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築きます。
3. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現します。
4. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めます。
5. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがい追求します。

〔基本理念〕

JA釧路太田は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇JA釧路太田は、人を大切にします。
- ◇JA釧路太田は、自然を大切にします。
- ◇JA釧路太田は、社会の発展に貢献します。
- ◇JA釧路太田は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

〔基本姿勢〕

- ◇みなさまから信頼されるJA
- ◇地域から必要とされるJA
- ◇社会に誇れるJAをめざします。

〔経営方針〕

◇農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JAには、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当JAは、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

◇組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

◇信頼と期待に応える経営

信用・共済事業依存型の収支構造からの脱却と、より効率的・効果的な事業運営を徹底し、合併メリットを具体的に感じることができる事業運営の確立が必要です。当JAは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

〔経営目標〕

- ◇農業所得2,000万円を確保
- ◇生乳生産量70,000トンを達成
- ◇JA釧路太田の当期剰余金5,000万円を確保

〔実践方策〕

JA北海道大会決議事項である「農業所得増大」、「担い手の確保・育成」、「サポーターづくり」の実践と自己改革の取組みを継続して行って参ります。

◇農業所得の増大に向けた取組みを加速する

- ・収益向上に向けた取組み
- ・基本技術の励行と新技術の導入によるトータルコスト低減の実践
- ・JAグループ北海道 食の安全・安心宣言の実践

◇担い手を育み支える地域活動を実践する

- ・担い手の確保・育成に向けた取組みの加速
- ・持続可能な農業生産に向けた労働力(人材)確保の実践

◇時代に即した協同組合の価値創造していく

- ・協同組合理念の理解浸透と人・組織づくりの実践
- ・協同組合理念に基づく事業運営
- ・地域の課題解決に向けた協同組合間の連携強化

◇食と農でつながるサポーター550万人づくりの拡充を行っていく

- ・協同活動を核とした准組合員との関係づくり
- ・関係・交流するサポーターづくりへの展開

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

種 類		期 間	預け入れ金額	特 徴
普通貯金		出し入れ自由	1円以上	給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカード等のサービスがご利用頂けます。
総合口座		出し入れ自由	1円以上	普通貯金の機能に加えて、定期貯金をセットできるのが特徴で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。
貯蓄貯金		出し入れ自由	1円以上	自動受取・自動支払いの機能はありませんが、残高が増えるほど、金利が段階的にアップ致します。
定期貯金	スーパー定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1円以上	預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上ならさらにお得です。
	期日指定定期貯金	最長3年 (据置期間1年)	1円以上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになります。又、元金の一部お引き出しもできます。
	大口定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上	大口資金の高利回り運用に最適です。
	変動金利定期貯金	1年以上 3年以内	1円以上	市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で金利変化に素早く対応することができます。
定期積金		6ヶ月以上 5年以内	1千円以上	目標額にあわせて、毎月預け入れ指定日に積み立てる貯金です。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種類	資 金 用 途	ご融資金額	ご融資期間
クローバローン	結婚費用・旅行費用・耐久消費財の購入費等生活資金全般。ただし、資金使途が確認できるものに限ります。	300万円まで	5年以内
教育ローン	ご子弟の入学金・授業料など学費の支払い、下宿代等。	300万円まで	5年以内
マイカーローン	乗用車・オートバイの購入資金。	500万円まで	7年以内
カードローン	使途自由。極度額の範囲で何度でもご利用できます。	最高300万円まで	1年(自動更新)
制度資金	農林漁業資金等各種制度資金をお取り扱いしております。		

■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

- 内国為替手数料
- 貯金業務に関する手数料
- ATM利用手数料
- 貸出金に関する手数料
- その他の業務手数料(窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど)

共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済の種類(共済期間が5年以上の契約)

終身共済	万一の時は勿論、病気や怪我への備えも確かな生活保障プランです。多彩な特約で、保障内容を事由に設計出来ます。(※) ○基本タイプ ○長寿祝金タイプ ○中途給付タイプ
養老生命共済	万一の時の保障と、将来の資金作りを両立させたプランです。病気やケガも幅広く保障します。(※) ○基本タイプ ○中途給付タイプ
定期生命共済	万一の時や、病気・ケガなどを手軽な掛金で保障するプランです。がん入院を手厚く保障するプラン『もしもし』などもあり、ご希望にあったプランをお選び頂けます。(※)
がん共済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。全てのガンのほか、脳腫瘍も対象としています。がん共済に定期生命共済(全入院特約付)をプラスした保障プラン『大丈夫』もあります。(※)
医療共済	病気やケガによる入院・手術を一生にわたって手厚く保障します。日帰り入院から長期の入院まで幅広く保障します。また、万一の時も所定の給付が受けられます。(※)
定期医療共済	入院・手術といった医療にかかる保障を手軽な掛金で保障するプランです。日帰り入院もしつかり保障します。また、万一の時も所定の給付が受けられます。(※)
こども共済	お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一の時は、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。(※) ○入学祝金タイプ ○大学進学タイプ
予定利率年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。掛金立てで、医師の診査なしの簡単な手続でご加入出来ます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です(※) ○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
積立型終身共済	終身共済よりも手軽な掛金の生涯設計プランです。健康上の不安で、共済・保険に加入出来なかった方も、一定の範囲で医師の診査なしの簡単な手続でご加入出来ます。(※)
満期専用入院保障付終身共済	養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けの終身共済プランです。万一の時の生涯補償と必要最小限の入院・手術保障がセットされています。(※)
生活傷害共済	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障プランです。公的な制度に連動し、身体の障害状態を幅広く保障します。
特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障プランです。3大疾病はもちろん、それ以外の生活習慣病まで幅広く保障します。
建物更生共済	火災は勿論、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買い換え資金としてご活用頂けます。(※) ○建更10型 ○建更10型My家財 ○建更10型営業用什器備品 ○建更1型、2型、5型もあります。

※(※)は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となる共済です。

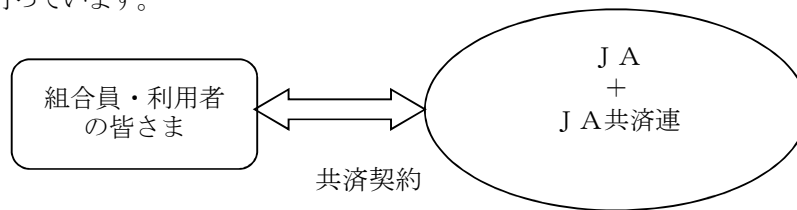
短期共済の種類(共済期間が5年未満の契約)

自動車共済	対人・対物賠償をはじめ、人身傷害、搭乗者傷害、車両損害など、万一の自動車事故を幅広く保障
自賠責共済	人身事故の被害者保護のため、法律で全ての自動車に加入が義務づけられている共済
傷害共済	日常の様々なアクシデント(万一の時や負傷)を保障(※)
定額定期生命共済	入院や通院から万一の時まで幅広く保障(※)
火災共済	住まいの火災損害を保障(※)
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障

※(※)は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となる共済です。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA:JA共済の窓口です。

JA共済連:JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業

営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしますが、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

●営農指導事業関連対策の実践事項

1. 農家経営支援対策プロジェクトの推進(地域農業振興計画・釧路太田クラスター計画の推進)
2. 道営草地整備改良事業(担い手中核型)の推進
3. 草地生産性向上対策事業(高位生産性草地への転換)の推進
4. 防衛施設周辺農業用施設設置助成事業の推進
5. 日本型直接支払制度事業の実施
(中山間地等直接支払制度事業の実施・多面的機能支払制度事業の実施)
6. 酪農経営安定対策(飼料生産型酪農経営支援事業)の推進
7. 自給飼料基盤関連対策事業の推進
(植生改善に向けた土壌環境矯正(ph)のための石灰質資材施肥の推進・優良草種圃場の整備による粗飼料品質の向上並びに飼養管理技術の改善)
8. 酪農生産基盤確保強化緊急支援事業の推進
9. 畜産酪農生産力強化緊急対策事業の推進
10. 酪農畜産関連資金(スーパーL資金、農業近代化資金等)融通事業の推進
11. 農作業受委託(コントラ)、哺育・育成事業など酪農支援システムの定着推進
12. 担い手育成・新規就農者対策の推進と実習生等の受入体制拡充整備
13. 酪農ヘルパー利用組合・乳牛検定組合における利用率向上と普及活動の推進
14. 酪農生産性改善整備事業の実施
(飼養管理改善・搾乳機器補改修・子牛飼養管理改善)
15. 生乳生産環境整備の実施(処理室等の環境整備、生産履歴記帳の推進)
16. 生乳生産基盤安定対策事業の実施
(雌雄判別精液・雌雄判別体外受精卵の活用による後継牛確保対策・乳牛(初妊牛/経産牛)導入助成による搾乳牛確保対策)
17. 乳用牛等の家畜疾病予防対策の実施(厚岸町自衛防疫組合との連携強化)
18. 肥料・飼料分析による設計提案と各種データ活用による飼養管理技術の改善指導
19. 良質乳出荷に向けた乳質改善事業の推進
(搾乳機器点検、汚染乳事故防止対策、良質乳出荷奨励・表彰の実施)
20. 再生可能エネルギー促進へ向けた事業研究の促進
21. 有害鳥獣駆除対策に向けた事業実施と被害防止対策の検討・強化
22. 組合員・青年部・女性部並びに関連組織との連携強化・支援体制の確立
23. 価格転嫁対応等に向けた牛乳・乳製品需要拡大事業の実践
24. 酪農教育に向けた消費者等との交流事業の普及と食育活動の推進
25. 先進地視察、酪農講習会等の開催による営農技術専門員の養成と技術指導の実践
26. 成人病検診の受診による組合員健康管理の推進と農業者年金並びに労災保険の加入促進
27. 系統飼料促進特別対策事業の実施(成牛舎建設支援・乳牛導入支援・種子購入支援)
28. 畜産環境保全対策事業(臭気対策資材助成)

経済事業

〔農業関連事業〕

◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給、Aコープとして親しまれる生活物資の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにより、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

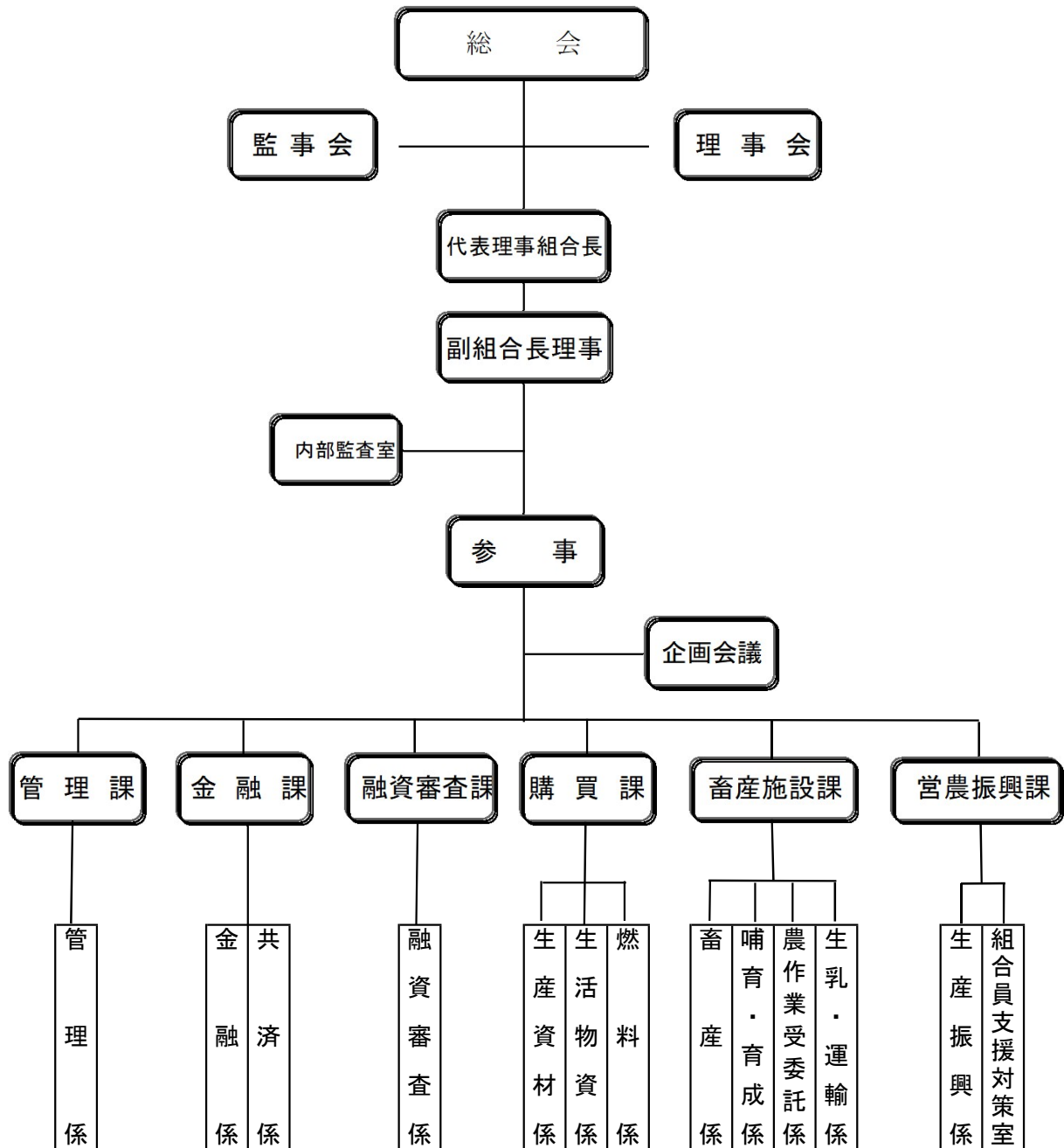
〔利用・加工・生産施設事業〕

組合員の補完事業として、安定的な酪農経営の確立のため次の支援事業を行っています。

1. 乳牛放牧管理事業
2. 草地管理事業
3. 生乳検査業務
4. 農作業受委託事業
5. 哺育・育成事業
6. 乳製品加工事業

3. 経営の組織

① 組織機構図（令和3年2月28日現在）



② 組合員数

	元年度末	2年度末	増 減
正 組 合 員 数	180	183	3
個 人	173	175	2
法 人	7	8	1
准 組 合 員 数	133	130	-3
個 人	129	126	-3
法 人	4	4	
合 計	313	313	

③ 組合員組織の状況

(令和 年 月現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
JA 釧路太田青年部	小野寺 竜之介	27 人
JA 釧路太田女性部	寺 島 亜矢子	65 人
厚岸町酪農ヘルパー利用組合	寺 島 佳 宏	78 人
厚岸町乳牛検定組合	橋 本 隆 幸	44 人
釧路太田酪農振興会	水 谷 晃	79 人
釧路太田乳牛改良同志会	内 柴 栄 輔	11 人
釧路太田肉牛同志会	佐々木 薫	46 人
釧路太田酪農研究会	佐 藤 憲	26 人
釧路太田酪農実習生受入協議会	片 野 博 次	69 人
外国人技能実習生受入協議会	木 原 晃	24 人

当JAの組合員組織を記載しています。

④ 地区一覧

厚岸郡厚岸町一円
釧路郡釧路町オタクパウシ

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和3年2月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	徳 田 善 一	理 事	菅 原 京 子
副 組 合 長 理 事	福 井 好 三	理 事	須 田 豊
理 事	齋 藤 泰 広	理 事	松 田 浩 昭
理 事	村 田 吉 盛	代 表 監 事	小野寺 孝 一
理 事	片 野 博 次	監 事	河 村 芳 則
理 事	米 澤 佳 洋	監 事	三 原 和 徳
理 事	小 山 裕 市		

⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和3年2月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD/ATM設置台数
本 所	厚岸郡厚岸町太田5の通り19番地1	0153-52-7151	1

(店舗外CD・ATM設置台数 0台)

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和 年 月現在)

区分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者			
共済代理店	厚岸自動車工業	厚岸町宮園町3丁目61番地	

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	当JAは、厚岸郡厚岸町と釧路郡釧路町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。 当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。 当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。 当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。 また、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。
組 合 員 数	313名 (正組合員 183名 ・ 准組合員 130名)
出 資 金	933、345 千円
1. 地域からの資金調達の状況	
■ 貯金残高	8, 399, 121千円
■ 貯金商品	○定期貯金(定期積金) ○年金受給者優遇定期貯金 ○決済用貯金(無利子)

開示項目例	開示内容						
2. 地域への資金供給の状況							
■ 貸出金残高	(単位;千円) <table> <tr> <td>組合員等</td><td>2,084,224</td></tr> <tr> <td>地方公共団体</td><td>0</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>78,937</td></tr> </table>	組合員等	2,084,224	地方公共団体	0	その他	78,937
組合員等	2,084,224						
地方公共団体	0						
その他	78,937						
■ 制度融資取扱状況	○農業近代化資金 ○農業経営負担軽減支援資金 ○農業経営基盤強化資金						
■ 融資商品	○農業設備資金 ○農業運転資金 ○生活改善資金 ○住宅資金						

開示項目例	開示内容
3. 文化的・社会的貢献に関する事項	
■ 文化的・社会的貢献に関する事項	【敬老年金の支給】 当組合では、長年地域のために尽くされている諸先輩のご苦勞に報いるため老齡の組合員の方を対象に敬老年金を支給しております。 【厚岸町民の森造成植樹祭への参加】 厚岸湖・湾に注ぐ別寒辺牛川流域の町有林に、厚岸湖を含めた流域の自然環境保全や水辺林による漁業資源増殖のための森林整備を目的に、また地域社会に貢献できるよう厚岸町民の森造成植樹祭に積極的に参加しております。(令和2年度は中止) 【巡回ドックの実施】 地域住民皆様の健康管理活動の一環として、厚岸町と一体となり帯広厚生病院による巡回ドックを実施しております。 厚岸町民の方なら誰でも受診ができるため、毎年たくさんの方が受診し健康管理にお役立て頂いております。
■ 情報提供活動	○ホームページやFAX等を通じた組合員等利用者への情報提供
■ 店舗体制	○組合員だより等のJA広報誌の発行

開示項目例	開示内容
4. 地域貢献に関する事項(地域との繋がり)	
■ 地域貢献に関する事項	○地域密着型金融への取り組み ○農業者等の経営支援に関する取組みおよび態勢整備 ○ライフサイクルに応じた担い手支援 ○経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み
■ 農業振興活動	○安全・安心な畜産物づくりへの取り組み (生産履歴記帳運動・ポジティブリスト制度への対応など) ○農業関係融資の状況 ○酪農祭などの開催(令和2年度は中止) ○地産地消・食育の取り組み

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAのすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

○基本方針

当JAは昭和22年の創業以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外理事・監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部審査室の設置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

■ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。
当JAの苦情等受付窓口(電話:0153-52-7151(月～金 9時から17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください
か、

①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年2月末における自己資本比率は、34.06%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	釧路太田農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	933百万円(前年度932百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成28年度より毎年自己資本造成のために出資増口運動に取り組んでおり、令和2年度末の出資金額は、対前年度比64万円増の9億3,345万円となっています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「Ⅴ 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ. 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概況

(1) 事業の概況

イ 全般的概況

令和2年の北海道農業は、1月に国内で感染症が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大により、北海道独自または国の緊急事態宣言による社会の混乱や、生産現場では外国人技能実習生が入国できず代替人材の確保に奔走するなかで春耕期を迎えた。全道的に融雪が進んだことから春作業は例年より早く開始され、作業は平年並みに推移した。

6月下旬には全道的な低温・日照不足により1番牧草の収穫にも遅れが生じ、生乳生産への影響が懸念されたが、その後の天候回復、2番牧草、デントコーンの収穫が順調に行われたこともあり生乳生産に大きな落ち込みはなかった。

その後の生乳生産も増産基調で推移しており、粗飼料も質・量ともに期待できることから、今後も堅調に推移することが見込まれます。

しかし、コロナ禍による外出やイベントの自粛により、令和2年3月以降、巣ごもりによる家庭内需要が伸長する一方、中食・外食事業者や業務用向け販売は前年を割り込んでおり、牛乳・乳製品についても需給への影響が懸念される状況が続いている。

コロナ禍の終息は見通しがつかず、令和3年以降も引き続き関係機関と連携しながら強力に需要拡大や流通対策に取り組んで参りたい。

国際貿易交渉に関する情勢は、令和2年10月23日、日英EPAが両政府間において署名された。日本では同年秋の臨時国会において承認案が賛成多数で可決され、英国会議でも12月7日に承認されたことをうけ、令和3年1月1日に発効された。

日米貿易協定は令和2年1月1日の発効から4ヶ月以内に第2ラウンドの交渉範囲を協議することで一致されていたが、世界的なコロナ禍の影響やバイデン政権の通商政策に係る方針が未だ示されていないことから協議は進んでおらず、今後の動向は見通せない状況となっている。

農協改革については、令和2年5月14日の（規制改革推進会議）農林水産ワーキング・グループにおいて、「JAグループの自己改革は進展」と評価したうえで、今後の課題を「農業者の所得向上に向けた取り組みの継続・強化」と「農協経営の持続性の確保」とした。

それを受け「農業者の所得向上」については、引き続き「農協自己改革に関するアンケート」の実施、「農協経営の持続性」については、金融機関の仕組みにならい、将来の収益性・健全性見通しにより早期の経営改善を促すJA版早期警戒制度の導入などの検討が進められている。また、同年9月に行われた野上農林水産大臣の就任記者会見では、農協のあり方等の検討にあたり「経済事業の収益向上などによる経営の持続性確保が課題」と発言しており、今後も、農業・農協改革に関する動向を注視しつつ、JAグループの自己改革を阻害するような過度の介入や指定生乳生産者団体の分割などの非現実的な要求を突きつけられることが無いよう、不断の自己改革を実施しつつ、関係機関などと連携して政府・与党への働きかけを行って参ります。

令和2年度のプール乳価は補給金と合わせて106円05銭（当農協実績）となり、個体販売についてはやや下落したものの依然としてやや高値で取引されており、総じて農家

経済状況は良好に推移しました。

これらの情勢の中、当地区の生乳生産は、前年対比100.7%の65,381トンの目標に対し、前年対比101.0%、65,575トンの実績となりました。組合員皆様には日頃より良質乳の出荷に際しご苦勞も多かったことと存じます。衷心よりそのご苦勞、努力に厚く感謝とお礼を申し上げます。

当農協では、労働力不足や担い手確保に向け酪農実習生や外国人研修生の受入体制の充実を図り、更には、畜産クラスター事業による生産基盤の強化と機械装置の拡充、更には畜産環境整備事業の実施と後継牛確保に向けた各種助成に努めて参ったところであります。組合員各位の積極的なご協力、ご理解を賜り役職員一致協力して運営にあたり、今期決算を無事終了することが出来ました。

組合員各位のご協力に対し厚くお礼申し上げますとともに、行政を始め系統連合会及び関係諸機関のご指導・ご支援に対しまして、深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

ロ 主要な事業活動の内容

① 信用事業

1. 貯 金

今期受入高175億9,051万円、払戻額170億2,791万円、期末残高83億9,912万円となり、前年と比べ5億6,259万円の増加でありました。

組合員各位のご理解とご協力をいただき前年以上の実績で推移することが出来ました。今後とも貯金増強につきましては、よろしくご協力下さいますようお願い致します。

2. 貸 付 金

今期増加額13億2,331万円、償還額11億6,786万円、期末残高21億6,316万円で前年同期に比べ1億5,545万円増加し、正組合員一戸平均の負債額は1,632万円となっております。

(受託資金除く)

今期貸出取扱の主のものは次のとおりです。

農業経営基盤強化資金	13件	356,080千円	フルスペックローン	8件	53,240千円
農業近代化資金	4件	32,530千円	生活関連資金	9件	14,220千円
住宅ローン・住宅資金	1件	13,000千円	共済担保貸付金	6件	10,520千円
ステップアップローン	7件	30,640千円	エクステンジローン	4件	28,340千円

② 共済事業

1. 長期共済

今期新契約高105件、満期1億3,717万円、保障12億6,828万円で、期末保有高1,619件、満期41億668万円、保障233億4,988万円、年金年額1億2,357万円でありました。

今後も共済の重要性、優位性をご理解され、不慮の自然災害や万一の事故に備え、万全の保障態勢をととのえられますよう特段のご配慮をお願い致します。

2. 短期共済

今期新契約件数 火災572件、自動車1,457件、傷害1,064件、自賠責377件、個人賠償4件、合計3,474件でありました。

自動車事故につきましては52件と前年と比較して30件ほど減少しました。

交通事故防止は全国民の願いであり、一人一人の注意により未然に防止しなければなりません。

今後も安全運転には特段のご留意をされ全戸全車輛の加入をお奨め致します。

③ 購買事業

購買事業の供給取扱高は、生活店舗についてはコロナ禍によるイベント中止等の影響を受け前年対比92.0%と前年を下回る実績となりましたが、生産資材については堅調な農家経済に支えられ、全体としては、3,228,281千円（当初計画2,993,800千円）となり、前年比103%と前年実績を上回る結果となりました。

組合員皆様の協力による肥料予約結集の結果に対して、系統肥料取扱強化対策・予約結集対策費並びに市況対策費、化学肥料共計精算金など合わせてトン5,260円（推奨9銘柄）、配合飼料については、主要銘柄に対し市況対策費で35,197千円、規模別酪農家特別対策費で52,147千円を戻すことで、実質的な肥料・飼料価格の引き下げに配慮させて頂きました。

生活店舗につきましては、『極みるくあいす・ソフトクリーム』はじめ、地元産和牛の販売を拡大するなど組合員や地域の皆様方のニーズに対応した店づくりに努力させて頂きました。

これらの結果も、組合員皆様方の特段のご配慮、ご協力によるものと感謝申し上げます。より厚くお礼申し上げます。

今後も農協購買事業の果たす役割を確認するとともに、事業拡販並びに健全運営に努めて参りますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

④ 販売事業

今年度は、全国的に乳用後継牛の回復がされる中で、生乳生産は全国で前年を上回る状況となりました、一方で需給面では新型コロナウイルスの影響で一時は処理不可能乳の発生も危惧される状況の中、乳業・指定団体が一体となり発生回避に取り組みました、しかしながら乳製品在庫は過去最高の水準まで積み上がる結果となりました。

また、個体販売においてはここ数年高値安定で推移しておりましたが、新型コロナウイルスによる影響により、子牛価格が大きく前年を下回るなど全般的に安値傾向となりました。そんな状況下で各位におかれましては生乳生産目標数量の確保並びに良質乳出荷・乳成分向上等にご大変ご苦労されたことと思います。

組合員皆様のご努力により、当農協の生乳生産量においては65,575 t（前年度対比101.0%）、64億1,647万円の取扱実績で、個体販売頭数においては5,960頭（前年度対比102.8%）、9億6,456万円の取扱実績となり、販売総取扱高は74億4,037万円の実績となりました。

今後とも組合員の要望に応えるよう努力するとともに、系統組織とより密接な連携を取りながら、有利販売に向け努力して参りますので、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

⑤ その他事業

<クーラー事業>

食品の安全・安心への関心が高まる中、ポジティブリスト制度に対応した良質かつ衛生的乳質の生乳出荷が不可欠であり、各乳業会社には信頼のおける良質乳を送乳するため、個乳検査、乳質・乳成分向上対策に向けた巡回指導の実施、バルククーラー・搾乳機械点検の実施など、関係諸機関の協力を得て業務推進に努力して参りました。

乳代精算においては乳質評価を加味した単価算出であり、酪農家における良質乳出荷が農

家経済に大きく左右することから、良質乳出荷並びに生乳事故防止対策による衛生的乳質の出荷に万全を期されるよう、巡回指導を継続的に実施して参りました。

<乳製品加工事業>

今年度は、衛生管理にも細心の注意を払い「安全・安心」をモットーに商品管理の徹底を図って参りました。しかし新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて釧路太田集落・青年部・女性部と連携しながら行う予定でしたPR活動も一部で自粛せざるを得ない状況となりました。今後も新型コロナウイルスの感染の状況を鑑みながら衛生管理には十分気を配り、販路拡大に努めて参りますので、より一層のご協力・ご理解を宜しくお願い申し上げます。

<牧野管理事業>

大別牧野（101.5ha）における放牧牛の夏季預託管理については、延放牧頭数が14,196頭（前年度18,668頭・前年比76.0%）の預託となり、在牧中には全育成牛のBVDウイルスの一斉採血検査も実施し、安心できる預託事業を実施して参りました。

B地区などJA採草地（208.0ha）における青田供給事業（160.9ha）については、組合員利用面積が100.2haで、残りの60.7haは哺育・育成事業での乾草収穫による有効活用を行うことで草地管理事業を実施して参りました。

また、堆肥利用センターからの有機質肥料の還元と、計画的な草地整備改良もあわせて実施し、草地の維持管理に努力して参りました。

<哺育・育成事業>

酪農経営において安定的な後継牛を確保することが不可欠であり、そのため哺育・育成牛を預託することにより、初産分娩月齢の短縮や労働力軽減を支援するため、地域内での受入農家の拡充や預託頭数の確保に努め、今年度における哺育牛の受入預託頭数は741頭（前年度761頭・前年比97.3%）となり、事業を実施して参りました。

今期も関係諸機関のご指導を賜り、哺育・育成牛の飼養管理技術の向上と事故防止、BVDウイルス感染予防に向けた在牧牛採血検査も継続的に実施して参りました。

また、施設拡充を図る為、防衛庁事業を活用し育成舎拡充工事を実施し今後の預託頭数拡充に努力して参りました。

今後とも組合員の要望に応えるよう努力して参りますので、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

<農作業受委託事業>

今年度は春先の融雪が早く進んだことから、春作業は順調に進みました。しかしながら1番草の収穫期には天候不順となり収穫作業は遅れ、収量は確保されたものの品質的に心配される状況となりました。2番草においては、概ね天候に恵まれました。また、デントコーンにおいては順調に生育し過去最高の収穫量となりました、組合員の皆様には圃場管理作業並びに粗飼料収穫作業等にご大変ご苦労されたことと思います。

酪農経営において良質粗飼料の確保と効率的な農作業実施が不可欠であり、コントラクター事業支援体制の拡充のため、粗飼料収穫・調整作業や飼料用とうもろこし栽培、家畜ふん尿処理作業など草地の維持管理作業などもあわせて受託し、受委託利用率の向上と作業

効率の改善に努力して参りました。

今年度は、オペレーターの確保が年々厳しさを増す中で、組合員各位のご理解・ご協力をいただきながら事業推進をしてきました。今後とも組合員の要望に応えるよう努力して参ります。

⑥ 営農指導事業

今年度の生乳生産は都府県では農家戸数の減少が続き減産傾向で推移し、北海道においては前年を上回る生産量で推移しました。当農協では前年実績比100.7%を生産目標として取り組みました。今年度は6月中旬から短い周期で雨が続き1番草の収穫作業が大幅に遅れ1番草給与後の栄養価低下による乳量の減少が懸念されましたが2番草・デントコーンはともに天候に恵まれ良質な粗飼料が収穫でき結果として前年対比101.0%の生乳生産量となりました。

乳価につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が発出され学校の休校や飲食店の休業、各種イベントの自粛などがありバターや脱脂粉乳の在庫が増えた中、プール乳価前年比で1.11円の下げとなりました。

個体販売につきましても下落傾向で推移し特に交雑種は、秋以降大きく下落する結果となりました。

当農協では、残念ながら年度途中で3戸の酪農家が生乳生産を中止しましたが、5年ぶりとなる新規就農者が誕生し11月末より生乳の生産を開始しており、コロナ禍にあっても明るい話題となりました。年度末の酪農家戸数は79戸、肉牛農家戸数は2戸で合計81戸の農家戸数となりました。

また、コロナ禍においても生産基盤強化による経営安定と農家経済の向上並びに畜産環境問題などに十分配慮した各種事業に取り組んで参りました。

飼料自給率の向上と飼料基盤整備に向け、補助事業による草地整備事業の継続実施に加え、簡易草地整備等の推進を図るとともに、飼料用とうもろこしの栽培面積の拡大推進、牧草の適期刈り取りによる良質自給粗飼料の安定的確保に努めて参りました。

畜産環境に配慮した堆肥化处理及びふん尿処理施設の保全・整備、哺育・育成牛の飼養環境改善や、パドック等の泥寧化対策に向けたJA独自による酪農生産性改善整備事業を実施するとともに、後継牛の確保対策として乳牛導入助成、雌性判別精液助成を行いました。また、良質乳生産へ向けた搾乳機械定期点検や衛生的環境整備による家畜疾病予防対策の取組みなども実施して参りました。

経営規模拡大等による労働力不足や、担い手・後継者確保に向けた事業推進を図るため、酪農実習生や長期雇用者の確保、技能実習生制度を利用した外国人受入拡充を図り、生乳生産基盤の強化と安定した農業経営の実現に向けた事業展開を実施して参りました。

高齢化・後継者不足や突発的な経営中止による農家戸数の減少に向け、農業人フェアへの参加等による就農希望者の確保に努めました。このほか、巡回指導相談の実施などによる乳牛飼養管理技術情報の提供や、地域農業振興計画・釧路太田畜産クラスター計画の達成に向けた各プロジェクト実践に積極的に取り組むなど、厚岸町酪農の発展のため組合員皆様のご理解・ご協力を得ながら今期事業の目的を果たすことが出来ました。

今後とも地域酪農の発展のために、関係諸機関とより一層連携して事業推進に努力して参りますので、特段のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ハ 当該年度中に実施した重要事項

- 哺育・育成事業施設の建設開始
- 自己資本造成に向けた出資金の増口

ニ 組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

- 担い手支援対策の実践
 - ・ 地域担い手育成及び就農支援に向けた取組強化と地域労働力確保の支援強化
- 災害対応支援の強化
 - ・ 大規模地震をはじめとする自然災害への備えた地域集落との連携強化並びに緊急時に必要な機械・資材等の確保
- 営農支援対策の強化
 - ・ 農業関連補助事業等の活用による営農活動支援の推進と、経営形態に応じた指導相談機能の充実
- 経営の健全化並びに職場環境の整備
 - ・ 財務基盤の安定構築に向けた内部留保の充実と、働き方改革の実践に向けた職場環境の整備

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経 常 収 益	437	445	431	428	456
信用事業収益	60	58	59	60	57
共済事業収益	54	52	50	49	49
農業関連事業収益	291	299	294	270	310
その他事業収益	32	36	28	49	40
経 常 利 益	59	65	51	36	77
当 期 剰 余 金 (注)	54	59	59	48	47
出 資 金	824	892	912	932	933
出 資 口 数	164,756	178,495	182,636	189,959	186,702
純 資 産 額	1,886	1,980	2,006	2,014	2,044
総 資 産 額	11,649	12,065	11,825	12,086	12,969
貯 金 等 残 高	7,273	7,641	7,534	7,837	8,399
貸 出 金 残 高	2,445	2,209	2,126	2,008	2163
有 価 証 券 残 高	0	0	0	0	0
剰 余 金 配 当 金 額	43	44	40	33	41
出 資 配 当 の 額	15	16	16	13	14
事業利用分量配当の額	28	28	24	20	27
職 員 数	57人	57人	56人	53人	55人
単 体 自 己 資 本 比 率	33.89%	35.99%	37.13%	37.99%	34.06%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	9,552,227	10,199,523	1 信用事業負債	8,665,253	9,401,967
(1) 現金	59,818	56,641	(1) 貯金	7,836,528	8,399,121
(2) 預金	7,238,027	7,852,478	(2) 借入金	752,636	941,480
系統預金	(7,201,055)	(7,835,898)	(3) その他の信用事業負債	26,432	14,138
系統外預金	(36,972)	(16,581)	未払費用	(3,921)	(3,465)
(3) 有価証券			その他の負債	(22,511)	(10,673)
国債			(4) 睡眠貯金払戻損失引当金		
地方債			(5) 債務保証	49,356	47,228
政府保証債			2 共済事業負債	34,704	39,506
金融債			(1) 共済借入金		
(4) 貸出金	2,007,713	2,163,161	(2) 共済資金	17,678	22,154
(5) その他の信用事業資産	203,604	86,049	(3) 共済未払利息		
未収収益	(46,469)	(45,796)	(4) 未経過共済付加収入	17,026	16,902
その他の資産	(157,135)	(40,253)	(5) 共済未払費用		
(6) 債務保証見返	49,356	47,228	(6) その他の共済事業負債	0	449
(7) 貸倒引当金	△ 6,290	△ 6,034	3 経済事業負債	933,907	1,072,822
2 共済事業資産			(1) 支払手形		
(1) 共済貸付金			(2) 経済事業未払金	933,630	1,072,537
(2) 共済未収利息			(3) 経済受託債務	277	285
(3) その他の共済事業資産			(4) その他の経済事業負債		
(4) 貸倒引当金	△	△	4 設備借入金		
3 経済事業資産	1,114,487	1,193,256	5 雑負債	357,480	324,449
(1) 受取手形			(1) 未払法人税等	322	5,726
(2) 経済事業未収金	694,165	760,930	(2) リース債務	267,398	291,422
(3) 経済受託債権	257,460	287,710	(3) 資産除去債務		
(4) 棚卸資産	165,785	147,540	(4) その他の負債	89,760	27,300
購買品	(151,512)	(131,310)	6 諸引当金	80,742	86,153
販売品			(1) 賞与引当金	29,650	29,733
その他の棚卸資産	(14,273)	(16,230)	(2) 退職給付引当金	25,144	26,089
(5) その他の経済事業資産			(3) 役員退職慰労引当金	25,948	30,331
(6) 貸倒引当金	△ 2,923	△ 2,924	7 繰延税金負債		
4 雑資産	225,931	404,750	8 再評価に係る繰延税金負債		
5 固定資産	687,483	667,973	負債の部合計	10,072,086	10,924,897
(1) 有形固定資産	685,520	666,081	(純 資 産 の 部)		
建物	(649,545)	(751,703)	1 組合員資本	2,013,114	2,043,044
機械装置	(532,859)	(537,993)	(1) 出資金	932,700	933,345
土地	(357,380)	(317,623)	(2) 利益剰余金	1,097,259	1,109,864
リース資産	(50,325)	(50,325)	利益準備金	615,734	624,754
建設仮勘定	(59,375)	0	その他利益剰余金	481,525	485,110
その他の有形固定資産	(25,532)	0	特別積立金	(52,000)	(52,000)
減価償却累計額	(△ 989,495)	(△ 991,564)	金融基盤強化積立金	(11,620)	(11,620)
(2) 無形固定資産	1,962	1,893	肥料協同購入積立金	(5,650)	(5,650)
リース資産			貸付リスク管理積立金	(53,720)	(53,720)
その他の無形固定資産	(1,962)	(1,893)	経営リスク担保積立金	(180,077)	(151,694)
6 外部出資	487,212	487,179	農作業受委託積立金	(71,444)	(71,444)
(1) 外部出資	487,212	487,179	税効果積立金	(16,623)	(16,623)
系統出資	(409,123)	(409,123)	建物施設整備積立金	(25,000)	(25,000)
系統外出資	(78,089)	(78,056)	事業運営安定維持積立	(17,000)	(17,000)
子会社等出資			当期末処分剰余金	48,390	80,261
(2) 外部出資等損失引当金		△	(うち当期剰余金)	(45,067)	(46,567)
7 前払年金費用			(3) 処分未済持分	△ 16,845	△ 165
8 繰延税金資産	18,940	16,317	2 評価・換算差額等	1,081	1,058
9 再評価にかかる繰延税金資産			(1) その他有価証券評価差額金	1,081	1,058
10 繰延資産			(2) 土地再評価差額金		
資産の部合計	12,086,280	12,968,999	純 資 産 の 部 合 計	2,014,195	2,044,102
			負債及び純資産の部合計	12,086,280	12,968,999

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1 事業総利益	427,539	456,508	(9) 農作業受委託事業収益	226,169	214,698
事業収益	3,806,763	3,960,315	(10) 農作業受委託事業費用	184,278	177,382
事業費用	3,379,224	3,503,807	農作業受委託事業総利益	41,891	37,315
(1) 信用事業収益	72,403	68,361	(11) 牧野事業収益	21,433	20,716
資金運用収益	64,372	60,284	(12) 牧野事業費用	22,265	18,103
(うち預金利息)	(797)	(676)	牧野事業総利益	(832)	2,612
(うち受取奨励金)	(35,740)	(37,056)	(13) クーラー事業収益	21,050	17,637
(うち有価証券利息)			(14) クーラー事業費用	19,244	14,698
(うち貸出金利息)	(24,382)	(21,184)	クーラー事業総利益	1,806	2,939
(うちその他受入利息)	(3,452)	(1,368)	(15) 哺育育成事業収益	113,333	121,367
役務取引等収益	6,826	6,997	(16) 哺育育成事業費用	95,219	92,020
その他事業直接収益			哺育育成事業総利益	18,114	29,347
その他経常収益	1,206	1,079	(17) 乳製品加工事業収入	10,212	7,658
(2) 信用事業費用	12,674	11,088	(18) 乳製品加工事業支出	8,053	5,722
資金調達費用	8,017	5,930	乳製品加工事業総利益	2,159	1,937
(うち貯金利息)	(2,329)	(1,650)	(19) 営農指導事業収入	118,024	128,600
(うち給付補填備金繰入)	(17)	(10)	(20) 営農指導事業支出	91,920	99,396
(うち借入金利息)	(5,671)	(4,270)	営農指導収支差額	26,104	29,205
(うちその他支払利息)			2 事業管理費	399,953	383,955
役務取引等費用	1,521	1,524	(1) 人件費	267,407	273,213
その他事業直接費用			(2) 業務費	42,941	31,539
その他経常費用	3,136	3,634	(3) 諸税負担金	16,637	16,719
(うち貸倒引当金繰入額)			(4) 施設費	69,770	59,814
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 173)	(△ 256)	(5) その他事業管理費	3,198	2,669
(うち貸出金償却)			事業利益	27,587	72,554
信用事業総利益	59,729	57,272	3 事業外収益	24,888	18,753
(3) 共済事業収益	50,875	51,130	(1) 受取雑利息	1,042	1,072
共済付加収入	47,188	48,238	(2) 受取出資配当金	4,992	4,756
共済貸付金利息			(3) 賃貸料	11,054	5,230
その他の収益	3,686	2,893	(4) 貸倒引当金戻入益 (事業外)		
(4) 共済事業費用	2,098	2,069	(5) 償却債権取立益	500	
共済借入金利息			(6) 雑収入	7,300	7,696
共済推進費	2,098	2,069	4 事業外費用	16,136	13,982
共済保全費			(1) 支払雑利息		
その他の費用			(2) 貸倒損失		
(うち貸倒引当金繰入額)			(3) 寄付金	1,309	450
(うち貸倒引当金戻入益)			(4) 貸倒引当金繰入額 (事業外)	(10)	474
(うち貸出金償却)			(4) 貸倒引当金戻入益 (事業外)		
共済事業総利益	48,777	49,061	(5) 雑損失	14,837	13,058
(5) 購買事業収益	3,227,511	3,374,323	経常利益	36,339	77,325
購買品供給高	3,132,535	3,228,281	5 特別利益	54,940	242,452
修理サービス料			(1) 固定資産処分益	2,150	3,306
その他の収益	94,976	146,043	(2) 一般補助金	13,000	211,686
(6) 購買事業費用	3,086,001	3,217,804	(3) 外部出資等損失引当金取崩額		
購買品供給原価	2,989,476	3,072,752	(4) 山林管理収益	39,790	27,461
購買品供給費	4,685	4,035	6 特別損失	47,874	263,808
修理サービス費	86,314	136,929	(1) 固定資産処分損	37	28,383
その他の費用	5,526	4,089	(2) 固定資産圧縮損	13,000	211,686
(うち貸倒引当金繰入額)			(3) 減損損失		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 128)	(△ 60)	(3) 金融商品取引責任準備金		
(うち貸倒損失)			(5) 外部出資等損失引当金繰入額		
購買事業総利益	141,510	156,519	(6) 山林管理費用	34,837	23,738
(7) 販売事業収益	95,975	100,887	税引前当期利益	43,405	55,969
販売品販売高			法人税・住民税及び事業税	1,068	6,770
販売手数料	79,563	78,740	法人税等調整額	(2,730)	2,633
その他の収益	16,412	22,147	法人税等合計	(1,662)	9,403
(8) 販売事業費用	7,693	10,587	当期剰余金	45,067	46,567
販売品供給原価			当期首繰越剰余金	3,322	2,678
販売費			会計方針の変更による累積的影響額		
その他の費用	7,693	10,587	過去の誤謬の訂正による累積的影響額		
(うち貸倒引当金繰入額)			遡及処理後当期首繰越剰余金		
(うち貸倒引当金戻入益)	(237)	(59)	税効果積立金取崩額		
(うち貸倒損失)			経営リスク担保積立金取崩額		
販売事業総利益	88,282	90,301	当期未処分剰余金	48,389	80,261

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度	令和2年度
1 当期末処分剰余金	48,389	80,261
2 任意積立金取崩額		0
3 剰余金処分額	45,711	69,868
(1) 利益準備金	9,020	9,320
(2) 任意積立金	2,730	20,000
税効果積立金	2,730	
事業運営安定維持積立金		10,000
災害対策積立金		10,000
(3) 出資配当金	13,465	13,759
(4) 事業分量配当金	20,496	26,789
4 次期繰越剰余金	2,678	10,393

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和元年度	1.50%	令和2年度	1.50%
-------	-------	-------	-------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和元年度	2,253千円	令和2年度	2,328千円
-------	---------	-------	---------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
特別積立金	欠損のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出、その他の総会の議決により定めた支出に備えるため。	剰余金処分による利益準備金及び教育情報繰越金の積立残剰余金の範囲内とする。	積立目的の事由が発生した時。
金融基盤強化積立金	経済のソフト化・金融の自由化に伴う金融競争の激化に対して、競争力のある農協金融事業を確立し、組合の事業の改善発達に資するため次の支出が発生した場合に对外 ①電子計算機・現金自動支払機等の機器の購入設置などに係る支出 ②上記の機器に係るソフトウェアの開発・購入に係る支出 ③信用事業の機器化店舗の設置に係る支出 ④信用事業に係るマーケティング調査等に係る支出 ⑤金融変動リスクに対応する支出 ⑥上記①～⑤までに類する支出	①毎事業年度末の貯金残高（含む組合員勘定貸方残）の15/1,000を累積限度として次に掲げる算式により得た額を積み立てする。 毎事業年度末貯金残高（含む組合員勘定貸方残）× ②事業年度末の貯金残高等の減少により累積限度額を超過した年度は、新たな積立は行わない。	積立目的の①～⑥の事由が発生した時は、1,000万円の範囲内で理事会に付議をしたうえで取り崩すものとする。 なお、200万円以下の少額の支出についての場合は、取り崩すことができないものとする。
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、組合員の負担軽減をはかり組合員の経営安定に資することを目的とする。	5,660,000円	肥料価格が期中に上昇し、組合員に相当の負担が発生する場合、積立金を限度として価格上昇相当額を理事会に付議したうえで取り崩すものとする。
貸付リスク管理積立金	将来の貸付リスクに対する財源確保。	1) つぎの算式により計算し、千円未満は切り捨てる。 2) 積立目標額＝平成6事業年度末貸付金残高（含む組合員勘定借方残高）×12.3/1,000 3) 平成7事業年度の剰余金処分により、以後10年間積立目標額に達するまで、最低積立額として年度末貸付金残高（含む組合員勘定借方残高）の0.123%を積み立てるものとする。 なお、余力のある場合は、最低積立額にかかわらず目標積立額に達するまで積み立てることができるものとする。	つぎに掲げる事由により、不健全債権が発生し、直接償却もしくは債権償却特別勘定による間接償却を行う場合、理事会に付議したうえで取り崩すものとする。 1) 経済情勢の悪化 2) 農業情勢の悪化 3) 債権者に係る不慮の災害・事故の発生 4) その他上記1)～3)に類する事由
経営リスク担保積立金	この積立金は合併前の旧JA厚岸町の組合員に係る農地評価の下落等により、貸倒引当金の不足が発生した場合等の経営リスクに対する担保として積立を行うものとする。	(積立金額) 平成15年度決算時において、経営リスク財源確保対策として貸倒引当金額と旧JA厚岸町の組合員に係る資産の自己査定要領上の繰入金額を比較してその上回る貸倒引当金相当額を積み立てるものとする。	経営リスクが発生した場合には、理事会の議決により、その相当額を取り崩すことができる。

税効果積立金	組合の事業の改善発達のため支出に充てることを目的とする。 ①繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取崩しに係る支出 ②税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取崩しに係る支出 ⑥上記①～②に類する支出	当期に発生した法人税調整額(含む過年度税効果調整額)の残高全額を積み立てる	積立目的の①～②の事由が発生したときは、理事会に付議したうえ取り崩すものとする。
農作業受委託事業積立金	この積立金は、ゆとりある酪農経営を安定させるために、農作業受委託事業の充実を図り、将来に向けた機械の更新時の、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。	この積立金の財源はすでに引当してある農作業受委託引当金(65,944,149円)を積立財源とする。	積立金を取り崩すときは次による。 １．機械が耐用年数を超えて更新等をするとき。 積立金の取り崩しは、理事会の議決により取り崩すことができる。
建物施設整備積立金	この積立金は、当組合の固定資産の取得、更新補修及び処分等に多額の費用が発生した場合に対処するため積み立てをする。	この積み立ての積み立て目標額は1億円とし、積み立て方法は各事業年度の剰余金処分により積み立てるものとする。	積立金取崩目的の事由が発生した時は、理事会の決議を経て取り崩すことができるものとする。
事業運営安定維持積立金	この積立金は、組合事業を取り巻く情勢の変化によって、組合の安定的な運営を持するために、事業安定の改善・発達並びに臨時の支出等が発生した場合に対処する目的として積み立てをする。	この積み立ての積み立て目標額は2億円とし、積み立て方法は各事業年度の剰余金処分により積み立てるものとする。	積立金取崩目的の事由が発生した時は、理事会の決議を経て取り崩すことができるものとする。
事業運営安定維持積立金	大雨・暴風雪・地震等の自然災害や停電・ウイルス感染症等のような予期せぬ災害が発生した場合は、組合員の営農継続の妨げにもなり得、強いては組合運営にも多大な影響を及ぼしかねない。酪農経営の継続及び組合の安定的運営を維持するため次の支出が発生した場合に対処する目的として積み立てをする。 １．災害等が発生した場合の組合員に対する支援・対策等への支出 ２．組合が災害等により、損害・損失が発生した場合に、それを補うための支出 ３．上記１～２に類する支出	① 積み目標額 100,000,000円 ② 積立金を取り崩され1億円を下回った場合は、再度積立を実施することができる。	積立目的に基づく事由が発生した場合、組合長は理事会に付議したうえで、積立金を限度として目的達成のために取崩すものとする。 ② 次の事項が発生した場合は、総会決議のうえ、積立金を取崩すものとする。 イ．目的の使途を変更した場合 ロ．目的が達成され、積立金が不要となった場合 ハ．欠損のてん補にあてる場合

Ⅲ. 信 用 事 業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行ってまいります。

② JAバンクシステムについて

JAバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJAバンクになるため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、JAバンク法※1に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」※2として活動していく新たな取組のことです。

このJAバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※1 JAバンク法(再編強化法) … 「JAバンクシステムが確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏づけとして整備された法律です。

※2 ひとつの金融機関 …… JAバンクはJAバンク会員(JA・都道府県段階での信連・農林中央金庫)で構成されるグループ名です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指しています。

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位:百万円、%)

	元年度	2年度	増減
資金運用収支	56	54	-2
役務取引等収支	5	5	
その他信用事業収支	-2	-3	-1
信用事業粗利益	59	57	
信用事業粗利益率	0.63	0.58	
事業粗利益	428	457	
事業粗利益率	3.56	3.66	
事業純益		72	
実質事業純益		73	
コア事業純益			
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)			

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額です。

注2) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

注3) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	元年度			2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,113	25	0.27	9,555	22	0.23
うち預金	6,981	1	0.01	7,487	1	0.01
うち有価証券						
うち貸出金	2,132	24	1.14	2,068	21	1.02
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	8,516	8	0.09	8,955	6	0.07
うち貯金・定期積金	7,652	2	0.03	8,103	2	0.02
うち借入金	864	6	0.65	852	4	0.50
総資金利ざや	—————		0.18	—————		0.16

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)〕

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高×100〕

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	元年度増減額	2年度増減額
受取利息	△ 9	△ 3
うち預金	△ 7	
うち有価証券		
うち貸出金	△ 2	△ 3
支払利息	△ 3	△ 2
うち貯金・定期積金	△ 1	△ 1
うち譲渡性貯金		
うち借入金	△ 2	△ 1
差引	△ 6	△ 1

注1) 増減額は前年度対比です

利益率

(単位:%)

	元年度	2年度	増減
総資産経常利益率	0.30	0.62	
資本経常利益率	1.84	3.86	
総資産当期純利益率	0.38	0.37	
資本当期純利益率	2.28	2.32	

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 ×100

総資産当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益(税引後)／純資産勘定平均残高 ×100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位: 百万円、%)

	元年度	2年度	増 減
流動性貯金	3,430 (44.8%)	3,728 (46.0%)	298
定期性貯金	2,948 (38.5%)	2,996 (37.0%)	48
その他の貯金	1,273 (16.7%)	1,379 (17.0%)	106
計	7,651 (100.0%)	8,103 #####	452
譲渡性貯金	(%)	(%)	
合計	7,651 (100.0%)	8,103 #####	452

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位: 百万円、%)

	元年度	2年度	増 減
定期貯金	2,878 (100.0%)	2,920 (100.0%)	42
うち固定金利定期	2,878 (100.0%)	2,920 (100.0%)	42
うち変動金利定期	(%)	(%)	

注1) 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位: 百万円、%)

	元年度	2年度	増 減
組合員貯金	6,741 [86.0%]	7,265 [86.5%]	524
組合員以外の貯金	1,095 [14.0%]	1,134 [13.5%]	39
うち地方公共団体	30 (0.4%)	32 (0.4%)	2
うちその他非営利法人	9 (0.1%)	10 (0.1%)	1
うちその他員外	1,056 (13.5%)	1,092 (13.0%)	36
合計	7,836 [100.0%]	8,399 [100.0%]	563

注1) []()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	元年度	2年度	増 減
手形貸付	60	70	10
証書貸付	2,057	1,981	-76
当座貸越	15	17	2
割引手形			
合 計	2,132	2,068	-64

貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	元年度	2年度	増 減
固定金利貸出残高	1,937	2,102	165
固定金利貸出構成比	96.6%	97.2%	%
変動金利貸出残高	69	61	-8
変動金利貸出構成比	3.4%	2.8%	%
残 高 合 計	2,006	2,163	

貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	元年度	2年度	増 減
組 合 員 貸 出	1,905 [94.9%]	2,084 [96.3%]	179
組 合 員 以 外 の 貸 出	103 [5.1%]	79 [3.7%]	-24
うち地方公共団体			
うちその他非営利法人			
うちその他員外	103 (5.1%)	79 (3.7%)	-24
合 計	2,008 [100.0%]	2,163 [100.0%]	155

注1) []()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	元年度	2年度	増 減
貯 金 等	2	1	-1
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計	2	1	-1
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,759	1,965	206
そ の 他 保 証	43	39	-4
計	1,802	2,004	202
信 用	203	158	-45
合 計	2,007	2,163	156

■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	元年度	2年度	増 減
貯 金 等			
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計			
信 用	49	47	-2
合 計	49	47	-2

■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	元年度	年度	増 減
設 備 資 金 残 高	325	332	7
設 備 資 金 構 成 比	15.35%	15.35%	%
運 転 資 金 残 高	1,682	1,831	149
運 転 資 金 構 成 比	83.81%	84.65%	%
残 高 合 計	2,007	2,163	156

■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

			元年度	2年度	増 減
農 業			1,698 (84.6%)	1,838 (84.9%)	140
林 業					
水 産 業			1	1	
製 造 業					
鉱 業					
建 設 業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
運 輸 ・ 通 信 業			4 (0.2%)	4 (0.2%)	
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 店					
金 融 ・ 保 険 業					
不 動 産 業					
サ ー ビ ス 業			12 (0.6%)	9 (0.4%)	-3
地 方 公 共 団 体					
そ の 他			292 (14.6%)	311 (14.3%)	19
合 計			2,007 (100.0%)	2,163 (100.0%)	156

注1) ()内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		元年度	2年度	増 減
貯 貸 率	期 末	25.62%	25.75%	0.13%
	期 中 平 均	27.85%	25.52%	-2.33%
貯 証 率	期 末	%	%	%
	期 中 平 均	%	%	%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
農 業			
穀 作			
野 菜 ・ 園 芸			
果 樹 ・ 樹 園 農 業			
工 芸 作 物			
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1,392	1,557	165
養 鶏 ・ 養 卵			
養 蚕			
そ の 他 農 業	112	128	16
農 業 関 連 団 体 等			
合 計	1,504	1,685	181

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	554	594	40
農 業 制 度 資 金	950	1,569	619
農 業 近 代 化 資 金	48	71	23
そ の 他 制 度 資 金	902	1,498	596
合 計	1,504	2,163	659

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象と

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	609	651	42
そ の 他	23	21	-2
合 計	632	672	40

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. リスク管理債権残高

(単位: 百万円)

	元年度	2年度	増 減
破 綻 先 債 権 額			
延 滞 債 権 額			
3ヵ月以上延滞債権額			
貸出条件緩和債権額			
合 計			

注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

注3) 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

注4) 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

		保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
【元年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権					
危険債権					
要管理債権					
小計					
正常債権		2,320			
合計		2,320			
【2年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権					
危険債権					
要管理債権					
小計					
正常債権		2,222			
合計		2,222			

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破たんしている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

注2) 危険債権

「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

注3) 要管理債権

「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

注4) 正常債権

「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

7. 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	元年度	2年度	増 減
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式			
そ の 他 の 証 券			
合 計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■ 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

	元年度	2年度	増 減
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計			

■ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定 めなし	合 計
○ 元年度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								
○ 2年度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								

8. 有価証券等の時価情報

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	元年度		2年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券				

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種類	元年度			2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種類	元年度			2年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式	328	1,823	1,495	328	1,058	1,461
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	元年度		2年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託				

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	元年度					2年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託										

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	元年度					2年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託										

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

9. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	元 年 度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	9	9		9		9
個 別 貸 倒 引 当 金	1			1	-1	
合 計	10	9		10	-1	9

区 分	2 年 度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	9	9		9		9
個 別 貸 倒 引 当 金						
合 計	9	9		9		9

10. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	元年度	2年度
貸 出 金 償 却 額		

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(指導事業収支内訳等を記入)

項 目		元年度	2年度
収入	賦 課 金	29	29
	実 費 収 入	50	53
	受 託 指 導 収 入	39	47
	合 計	118	129
支出	営農改善指導費	35	46
	教 育 情 報 費	5	2
	営農指導雑費	52	51
	合 計	92	99

2. 共済事業

● 長期共済保有高

(単位:百万円)

		元年度		2年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	終身共済	144	9,107	269	8,960
	定期生命共済		8		8
	養老生命共済	70	2,776	62	2,408
	こども共済	18	467	5	437
	医療共済		186		183
	がん共済		1		
	定期医療共済		6		6
	介護共済				
	年金共済		180		180
	建物更正共済	911	11,475	950	11,605
住宅建築共済					
農機具更新共済					
合 計		1,125	23,739	1,281	23,350

注1) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しております。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

● 医療系共済の入院共済金額保有高 (単位:百万円)

種類	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		3	2	3
がん共済				
定期医療共済				
合 計		3	2	3

注) 1 金額は、入院共済金額を表示しています。

● 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高 (単位:百万円)

種類	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済				
生活障害共済(一時金型)		20		20
生活障害共済(定期年金型)		1	5	6
特定重度疾病共済			1	7
合 計		21	5	26

注1) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しております。

● 年金共済の年金保有高 (単位:百万円)

種類	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	7	43	32	75
年金開始後		50		49
合 計	7	93	32	124

注1) 金額は、年金年額(利益変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

● 短期共済新契約高 (単位:百万円)

	元年度	2年度
火災共済	4,835	4,818
自動車共済	83	88
傷害共済	8,062	3,938
団体定期生命共済		
農機具損害共済		
定額定期生命共済		
賠償責任共済		
自賠責共済	8	14
合 計	12,988	8,858

注1) 金額は、保障金額を表示しております。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 販売事業

● 販売品目別取扱高

(単位:百万円)

品 目		数量 単位	元年度		2年度	
			数 量	金 額	数 量	金 額
牛 乳		t	64,924	6,233	65,575	6,416
乳 用 牛	成 牛	頭	319	185	292	174
	育 成 牛	〃	182	44	154	45
	計		501	229	446	219
肉 用 牛	成 牛	頭	1,323	218	1,437	252
	大 中トク	〃	21	2	18	3
	初 生トク	〃	3,949	616	4,059	490
	計		5,293	836	5,514	745
馬		頭	9	2	12	5
そ の 他				9		18
合 計				7,309		7,403

4. 生産施設事業

● 収支内訳

項 目		元年度	2年度
収 入	ク ー ラ ー 収 益	21	18
	牧 野 管 理 収 益	21	21
	哺 育 育 成 収 益	113	121
	乳 製 品 加 工 収 益	10	8
	合 計	165	168
支 出	ク ー ラ ー 費 用	19	15
	牧 野 管 理 費 用	22	18
	哺 育 育 成 費 用	95	92
	乳 製 品 加 工 費 用	8	6
	合 計	144	131

5. 農作業受委託事業

● 収支内訳

項 目	元年度	2年度
収 入 合 計	226	215
支 出 合 計	184	177

6. 購買事業

● 購買品・店舗品供給高

項 目		元年度	2年度
生産資材	肥 料	303	309
	農 機 具	267	328
	飼 料	1,395	1,433
	種 苗	25	29
	石 油 類	377	334
	そ の 他 生 産 資 材	658	694
	計	3,025	3,127
生活物資	主 食	7	7
	食 料 品	57	52
	衣 料	3	4
	雑 貨	35	32
	プ ロ パ ン ガ ス	5	5
	計	107	100
合 計		3,132	3,227

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	元年度	2 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,979	2,002
うち、出資金及び資本準備金の額	975	933
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,055	1,110
うち、外部流出予定額 (△)	△ 33	△ 41
うち、上記以外に該当するものの額	17	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	10
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9	10
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,988	2,012
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	2	2
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額	3	
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

特定項目に係る 10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連す るものの額		
特定項目に係る 15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連す るものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5	2
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,983	2,010
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	4,607	5,267
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額		5,220
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る ものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た 額	613	634
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	5,220	5,901
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	37.99%	34.06%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		元年度			2年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	59,818			56,640		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け						
	外国の中央政府及び中央銀行向け						
	国際決済銀行等向け						
	我が国の地方公共団体向け						
	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
	国際開発銀行向け						
	地方公共団体金融機構向け						
	我が国の政府関係機関向け						
	地方三公社向け						
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,273	1,455	58	7,887	1,577	63
	法人等向け	9	9	0	10	10	0
	中小企業等向け及び個人向け	43	32	1	45	34	1
	抵当権付住宅ローン	37	13	1	35	12	0
	不動産取得等事業向け						
	三月以上延滞等						
	取立未済手形				37	7	0
	信用保証協会等保証付	1,761	176	7	1,966	197	8
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
	共済約款貸付						
	出資等	171	171	7	170	170	7
	(うち出資等のエクスポージャー)	171	171	7	170	170	7
	(うち重要な出資のエクスポージャー)						

上記以外	2,687	2,711	108	2,722	3,222	129
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)				317	792	32
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	16	41	2	17	42	2
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,670	2,670	107	2,389	2,389	96
証券化						
(うちSTC要件適用分)						
(うち非STC適用分)						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンドート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計						
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計(信用リスク・アセットの額)	12,041	4,558	182	12,930	5,220	209

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	613	25	634	25
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	5,220	209	5,901	236

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		元年度				2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	109	104	－		300	297	－	
	林業			－				－	
	水産業			－				－	
	製造業			－				－	
	鉱業			－				－	
	建設・不動産業			－				－	
	電気・ガス・熱供給・水道業			－				－	
	運輸・通信業			－				－	
	金融・保険業	7,239				7,889			
	卸売・小売・飲食・サービス業			－				－	
	日本国政府・地方公共団体								
	上記以外	171				487			
	個人	1,915	1,912			1,877	1,873		
その他		2,656	－	－		2,424	－	－	
業種別残高計		12,090	2,016			12,977	2,170		
1年以下		7,332	93		－	7,950	97		－
1年超3年以下		201	201		－	215	215		－
3年超5年以下		335	335		－	259	259		－
5年超7年以下		237	237		－	260	260		－
7年超10年以下		259	259		－	298	298		－
10年超		891	891		－	1,041	1,041		－
期限の定めのないもの		2,835			－	2,954			－
残存期間別残高計		12,090	2,016		－	12,977	2,170		－
信用リスク期末残高		12,090	2,016		－	12,977	2,170		－
信用リスク平均残高		9,126	2,130		－	9,566	2,062		－

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	元年度						2年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	9	9		9		9	9	9		9		9
個別貸倒引当金	1			1	△ 1							

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

			元年度						2年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	業種別	農業												
		林業												
		水産業												
		製造業												
		鉱業												
		建設・不動産業												
		電気・ガス・熱供給・水道業												
		運輸・通信業												
		金融・保険業												
		卸売・小売・飲食・サービス業												
		上記以外												
		個人	1			1								
	業種別計		1			1								

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		元年度	2年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%		
	リスク・ウェイト2%		
	リスク・ウェイト4%		
	リスク・ウェイト10%		
	リスク・ウェイト20%		
	リスク・ウェイト35%		
	リスク・ウェイト50%		
	リスク・ウェイト75%		
	リスク・ウェイト100%		
	リスク・ウェイト150%		
	リスク・ウェイト200%		
	リスク・ウェイト250%		
	その他		
	リスク・ウェイト 1250%		
	自己資本控除額		
合 計			

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	元年度		2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け				
我が国の政府関係機 関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第一 種金融商品取引 業者向け				
法人等向け				
中小企業等向け及 び個人向け				
抵当権付住宅 ローン				
不動産取得等事 業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
中央清算機関関 連				
上記以外				
合 計				

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	元年度		2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場				
非上場	487	487	487	487
合計	487	487	487	487

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

元年度			2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

元年度		2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

元年度		2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	元年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

特になし

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量($\angle$ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\angle$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の減少によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\angle$ EVEおよび $\angle$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10	23		
2	下方パラレルシフト	0	0		
3	スティープ化	7	17		
4	フラット化	8	12		
5	短期金利上昇	8	10		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	10	23		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,010		1,983	

- 注) ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は31百万円と計測されました。当数値については、旧アウトライヤー基準にかかる上下200bp平行移動を値により計測したものであり、当期末の△EVEとは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

1. 役員

（1）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（2）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	17,000	4,383

（注1）対象役員は、理事10名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

（3）対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員7人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6月と12月と2月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

(単位: 百万円)

対象職員等(注1)に対する報酬等	支給総額(注2)		
	報酬・給与等	賞与	退職慰労金・退職金
当JAの職員	223	30	13

(注1) 対象職員等に該当する者は、当JAの職員55人です(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2) 賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3) 「同等額」は、令和2年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(3) 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加給(諸手当)からなっています。

賞与は、基本給をベースに設定した月数に乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 3年 5月13日
釧路太田農業協同組合
代表理事組合長 徳田 善一

VIII. 沿革・歩み

昭和23年	太田村主畜農協として設立
30年	太田主畜農協へ名称変更
44年	総合施設資金融資取扱開始
45年	住宅金融公庫取扱開始
53年	太田農協へ名称変更 農協事務所移転
55年	農協内国為替業務取扱開始
56年	酪農負債整理対策実施(5ヶ年計画)
57年	釧路太田農協へ名称変更
59年	全国銀行協会内国為替運営機構に加盟
61年	オンライン業務開始
平成 8年	新オンラインシステム稼働
10年	農協創立50周年記念式典
15年	農協合併、「新生JA釧路太田」誕生
18年	第1次地域農業振興計画・経営中期計画策定
21年	尾幌支所閉鎖
23年	第2次地域農業振興計画・経営中期計画策定
29年	第3次地域農業振興計画・経営中期計画策定
30年	農協創立70周年記念行事(酪農祭・記念旅行)

Ⅸ. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

＜組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係＞

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I-3(i)
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3(ii)
○事務所の名称及び所在地	I-3(iii)
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3(iii)
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,7
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

開示項目	記載項目
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均値	
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・破綻先債権に該当する貸出金	
・延滞債権に該当する貸出金	
・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-8
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-9
○貸出金償却の額	III-10

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9